

令和6年度 第1回市政懇談会 事前要望等回答一覧（持田地区）

No.	意見・要望等	所管課	回 答
1	【下水道への切り替えについて】 当該地区に下水道管が敷設されて約17年経過したが、未だ浄化槽から切り替えていない家庭が多々ある。市としては切り替え促進を考えていないのか。浄化槽の点検を怠っている家庭から、暑い日が続くと悪臭が漂うため、非常に迷惑している。近所では直接苦情が言えないため、市で改善に関する指導方法があったら教示してほしい。	下水道課 環境課	下水道は、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全といった身近な生活環境の改善を図る上で必要不可欠な公共施設です。 本市では、道路に埋設された下水道管の有効活用の観点から、下水道の仕組みや役割、重要性などについて市報ぎょうだや市ホームページに掲載するとともに、公共下水道に接続可能な世帯に対して、戸別訪問の際に合併浄化槽の年間維持管理費と公共下水道の年間使用料の比較表を掲載したチラシを配布するなどの普及促進活動を実施しています。 また、公共下水道の接続工事に要する費用の貸付制度についても、市報ぎょうだや市ホームページで周知するなど、水洗化率の向上に取り組んでいるところです。 今後も多くの皆様に公共下水道を利用していただけるよう、普及促進に努めてまいります。
2	【市民体育祭について】 体育協会からスポーツ協会へ名称変更し、また、今年は市政施行75周年の記念大会になると思うが、どのような内容で行う予定なのか。	スポーツ振興課	市民体育祭につきましては、現在開催に向け内容について検討しているところですが、事務局案では、前回大会反省会等の意見を反映し、「①終了時間の前倒し ②参加資格の見直し ③種目必要人数の削減 ④競技種目の変更」をすることで、各地区スポーツ協会の負担を軽減し、より参加しやすいイベントにしたいと考えております。 今後は、7月16日の地区スポーツ協会会長会議及び7月23日の市民体育祭実行委員会の協議を経て、決定する予定です。
3	昨年度まで、過去と同じ競技体育祭が開催されてきたが、体育祭のあり方を再検討する必要がある。熊谷市では体育祭がなく、羽生市は令和4年度に市民体育祭を廃止し、誰でも気軽に楽しめる体験型スポーツ・レクリエーションイベントに変更している。 市民の高齢化と、参加者を募るのに各自治会で苦労しており、参加者の負担も重くケガなどが懸念される。行田市体育協会と市長や関係者間の再検討をお願いする。		

No.	意見・要望等	所管課	回 答
4	【自治会と衛生協力会の補助金申請手続きの一本化について】 当自治会は、今年度から役員のなり手不足と事業の大幅な減少から衛生協力を廃止し、事業は自治会に編入した。 市への補助金申請手続きは、地域活動推進課と環境課にそれぞれ申請しなければならず、添付書類（事業計画書・報告書、事業予算書・収支報告書）は自治会事業で作成しているため、同じものをそれぞれに提出している。地域活動推進課に申請する事で済むようにして頂きたい。市では関係課に該当額を振替すれば済むのではないかと思う。 当自治会のような事業運営を行っている自治会の割合は、平成29年度実施の連合会アンケート結果によると37パーセントという数字が出ている。 自治会運営は、なり手不足など様々な問題があり、運営改善を行っていかねれば益々大変と考えている。	地域活動推進課 環境課	自治会長の皆様には、平素より自治会の運営にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。 市から団体へ支払われる補助金は、その目途のために支払われるものとして、自治会又は衛生協力会事業を実施する団体から申請等を行っていただく必要がございます。 そのような中、市においても各団体の事務手続効率化の観点から、補助金申請時にあわせ各種届出等の提出をいただいておりますが、ご提案の両課に対する手続を1つの課においてワンストップ窓口で受け付けることは、申請手続きの簡素化が図られることから、今後庁内において実施に向けた検討を進めてまいります。 また、今後におきましては、自治会における各種書類等の提出や事務処理について、書面だけではなく電子による手続ができないかなど検討を行いながら、さらなる事務効率化を図ってまいりたいと存じます。

No.	意見・要望等	所管課	回 答
5	【高齢者名簿（75歳以上）の提供について】 当地区は自治会主催でコロナ期間を除き毎年9月に敬老会を開催している。招待者は75歳以上が対象のため、高齢者名簿の提供方策をお願いしたい。	高齢者福祉課	各地区で敬老会を実施いただく場合につきましては、以下の方法により対象者の情報取得をお願いしたいと存じます。 ①地区内の回覧等により、該当者の名前を記載いただく方法により高齢者情報を取得する ②自治会等で保有している世帯員名簿等（保有している自治会のみ）の更新により、最新の高齢者情報を取得し、その情報を活用する ③住民基本台帳法第11の2の規定により、市民課で住民基本台帳の一部を閲覧する（住基法のルールにより対象住所地に居住する全員の情報の中から自ら対象者を探していただくことになります） ※転記は可能ですがコピーや写真撮影等は不可となります。情報は年2回（4月1日及び10月1日）の更新のため、最新の情報でない場合があります。

No.	意見・要望等	所管課	回 答
6	【ゴミの収集日について】 持田地区では「燃えるゴミが月・火・水・金曜日（週4回）」、「燃えないゴミが月・木曜日（週2回）」で、月曜日が祭日の場合は「ゴミ収集」がない。このため月曜日に出す予定の「燃えないゴミ」を木曜日まで待つことになり、家での保管と当日の収集場所がごみの山になり不便を感じている。 月曜日が祭日の場合は、翌日の火曜日に繰延して、燃えないゴミと燃えるゴミ両方の収集ができるように検討をお願いします。または、燃えるゴミを「月・水・金曜日」の週3回に変更し、燃えないゴミを「火・木曜日」の週2回で、曜日の一部変更でもよい。	環境課	燃やせないごみの収集運搬体制につきましては、地区ごとに曜日を定め平成23年1月にそれまでの週1回から週2回としたところであり、現時点で収集車両の配車の関係上、繰延して回収することは困難であると認識しております。 なお、令和10年度の新ごみ処理施設稼働に向けた分別及び収集運搬体制の変更に伴い、ご提案の収集運搬体制について様々な角度から検討してまいります。

No.	意見・要望等	所管課	回 答
7	【ごみ処理の有料化について】 年々「ごみの排出量」は増加し、CO2の増加を招き地球環境には良くないので、市民が出すゴミの排出量を減らす対策が必要である。 環境課を中心に、行田市の5年～10年後を念頭にした「ゴミ排出量削減計画」を作成して、市民と共に活動して行くことを計画してほしい。 また、新しいごみ焼却場が令和10年度（2028年度）に稼働することを見越して「家庭ごみ処理の有料化」を提案する。具体的に以下について検討をお願いする。 ①ごみ収集袋の有料化 行田市専用の収集袋を指定して販売し、収集袋に、「排出者の氏名」「自治会名」「班名」を記入する欄を印刷し、記入を義務化する。青森県黒石市で実施していて、問題なく運用できている。 ②粗大ゴミの有料化について 「粗大ゴミ」は無償のため毎月の排出量が多い。有料化し、ごみの量を削減する方法を検討すべきである。 他の市町村では、「粗大ゴミ処理券」を市から購入して、現品に貼って排出することで対応している。	環境課	令和4年3月に策定した「行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」では、ごみ排出量の削減目標を定めております。加えて、市民、事業者、行政（市）の3者協働で4 R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の取組みを位置づけております。 ご提案のごみの有料化（ごみ処理手数料や粗大ごみのリクエスト回収）につきましても、同計画において研究を行うことを定めております。一方で、行田羽生資源環境組合の設立協議において、羽生市との間で新ごみ処理施設の整備を理由とする有料化は行わないことで合意しております。引き続き、ごみの減量化や適切な市民負担のあり方について検討してまいります。

No.	意見・要望等	所管課	回 答
8	【自治会の負担軽減について】 自治会の高齢化が進んでおり、世帯主の年齢は70歳代・80歳代が多くなっている。班長はできるが、他の役割は困難であるとの意見が多くなった。市から自治会に依頼される役職について選出人数を縮小したい。	地域活動推進課	自治会長をはじめとした自治会の皆様には、市行事への出席や地域における協力員等の推薦など、日頃から市行政に多大なるご協力を賜り、深く感謝申し上げます。 人口減少や少子高齢化の進行により、地域活動の停滞や役員の担い手不足が懸念されるなど、安定した自治会活動の継続と運営体制の確保が喫緊の課題となっている中、市が依頼している民生児童委員、地域包括支援センター相談協力員等の推薦や各種任意団体の人選の御労苦につきましては、市としても十分に認識しているところです。 現在、行田市自治会連合会では、理事の皆様を中心に、自治会推薦職の取扱いや自治会加入率等の問題の解決に向けた検討を進めており、市といたしましても、市内の連携を図りながら、各機関の役職が過度な負担とならず、自治会が本来の自治組織としての役割を果たし、維持し続けられるよう、自治会連合会と連携しながら協議、検討してまいりたいと存じます。
9	【公園の樹木の定期的な剪定について】 前年度、高木が電線にまで伸び、危険であるため剪定してもらったが、木は1年経過するとかなり枝が伸びるので、年1回の剪定をお願いしたい。	都市計画課	公園内の樹木剪定や伐採については、本市の公園作業員が比較的小規模な中低木の剪定等を年1回実施しておりますが、高木の剪定等については、高所作業車などを用いた作業となることから専門業者に依頼し実施しているところです。 公園内の樹木の剪定等は、市内各所から多数のご要望をいただいております、都度現地確認を行い、繁茂状況や周囲への影響等により順次対応をしておりますが、そのすべてに対応しきれておらず、年1回の定期的な剪定等は難しい状況です。 引き続き、各自治会の皆様から都度ご要望をお伺いしながら、樹木の生育状況や周辺への影響等を総合的に判断し対応してまいりますので、ご理解いただければと存じます。

No.	意見・要望等	所管課	回 答
10	【市政懇談会での要望等について】 昨年の市政懇談会で提起された要望点に対する行政からの回答を整理して報告してほしい。	広報広聴課	市政懇談会において、各自治会や団体等から事前にいただきました要望等や当日意見交換された内容についての回答は、市ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。 ご要望等に対する進捗状況等につきましては、報告・周知方法も含め検討してまいります。
11	【自治会活動補助金について】 自治会活動補助金の額を増加してほしい。役員手当創設の原資としたいが、現状（自治会費年間6,000円）より増額しづらい。	地域活動推進課	日頃から、自治会長をはじめとする役員の皆様には自治会運営にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。 自治会運営補助金につきましては、自治会世帯数を基にした補助制度の実施に対して様々なご意見をいただいたことから、令和3年度当時の算出方法である世帯割と均等割、自治会長活動手当を基礎とした補助制度へ見直しを行ったところです。 現在、行田市自治会連合会では、理事の皆様を中心として自治会補助金のあり方について検討を行っているところですが、市といたしましては、今後も社会情勢や各自治会の実情を踏まえながら、自治会活動に対する支援が適切にできるよう検討してまいります。
12	【民生委員の年齢について】 民生委員の就任時の年齢を、健康な人は78歳までに延長してほしい。	地域共生社会推進課	民生委員・児童委員の選任要件については、国及び埼玉県がそれぞれ基準を定めており、国では「75歳未満の者を選任するよう努めること」とされており、埼玉県では新任者及び再任者ともに「78歳未満の者」とされております。 年齢要件の緩和については、県知事の推薦によって、国が委嘱しておりますことから、推薦者である県に要望してまいります。

No.	意見・要望等	所管課	回 答
13	【共同募金などについて】 共同募金、赤い羽根募金、歳末助け合い募金などは市民の負担義務なので、お願いではなく自治会負担金としてほしい。お願いでは社会福祉事業の予算化はできない。	地域共生社会推進課	行田市社会福祉協議会では、地域福祉を推進するとともに助け合いの精神を広める運動として、共同募金や赤い羽根募金、歳末助け合い募金などを実施しております。 募金や寄付行為については、皆様の善意と自主性に基づくご協力をお願いしており、こうした運動を広域的に展開するには、自治会の皆様のご協力が不可欠です。 ご意見いただきました自治会負担金とした場合、強制や義務に感じられてしまうことが懸念されます。あくまで、皆様の自由意志といった本来の趣旨に沿った取組が必要であると考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
14	【自治会運営について】 高齢化のため、自治会運営に支障が出ている。自治会退会者が増え、世帯数が121世帯から115世帯に減少している。役員班長の免除者も多くなり、自治会の運営自体が難しいのが現状である。市としてアドバイスをお願いする。	地域活動推進課	市といたしましては、自治会役員や祭り等の地域行事の担い手が確保され、また、地域住民の安全安心を推進するための防犯活動や高齢者等の見守りが安定的、継続的に行われる自治会が理想的な自治会であるものと認識しております。 高齢化等による役員のなり手不足の進行によっては、児童の見守り活動や災害を想定した避難訓練の実施等、地域に必要とされる活動を優先的に行う等、地域活動の取捨選択を実施し、地域の実状に合わせた活動を行うことがこれからの自治会の在り方であると市では認識しております。 高齢化等による役員班長の免除制度を設けている自治会があることは存じておりますが、健康で元気な高齢者がより活躍できるよう年齢制度の見直しや、自治会員の減少に対する課題を解決するための方策として自治会の合併も一つの選択肢となるものと認識しております。 なお、自治会連合会総会時に「自治会運営における各種課題の解決に向けた意見集（行田市自治会連合会発行）」を配布させていただいておりますので、是非参考にいただければと存じます。

No.	意見・要望等	所管課	回 答
15	【空き家対策について】 子供達が家を離れ高齢者の1人か2人世帯が多くなり、空き家も増加の一方である。先日も自治会内の解体中の空き家が夜に火事になり、発見が遅れて隣家に延焼となった。 市の空き家対策を伺いたい。	建築開発課	本市では、令和4年3月に策定した「第2次行田市空き家等対策計画」の基本方針に基づき、空き家の発生予防から解消までの総合的な空き家対策に取り組んでおります。 具体的な施策といたしましては、「予防対策」、「有効活用」及び「管理不全な空き家の解消」としてしております。 1つ目の「予防対策」といたしましては、定期的な空き家の実態調査や広報及び「相続押しかけ講座」などの所有者への意識啓発を促す事業を通じ、空き家が問題化することを未然に防ぐ対策を実施しております。 2つ目「有効活用」といたしましては、空き家バンクの活用や空き家を地域の活性化に利活用する際の補助金制度、公民連携による民間企業の技術とノウハウを活用した空き家再生のための提案事業などを通じ、空き家の有効活用や不動産市場への流通促進による空き家の解消を図っております。 3つ目「管理不全な空き家の解消」につきましては、行田市老朽空き家等の適正管理に関する条例に基づく是正指導や老朽化した空き家を解体する際の補助金交付制度、公民連携による空き家解体に係る概算費用の算出サービスを提供する取り組みなどを通じ、管理不全な空き家の解消を図っております。 今後も引き続き、市内にある空き家について、所有者に対する助言や指導により管理不全な空き家の解消を推進するとともに、予防対策や空き家の有効活用など、総合的な空き家対策に取り組んでまいります。

No.	意見・要望等	所管課	回 答
16	【水城公園のホテイアオイについて】 水城公園のあおいの池は、毎年夏から秋にかけてホテイアオイの花が咲くが、最近あまり開花しないように見える。以前は池一面に咲いていて素晴らしい風景であった。近年池に投げ入れるホテイアオイは、数が少なく種類が違うのか池全体に広がらず、寂しい。以前のような光景が見たい。	都市計画課	ホテイアオイの投込みは、水城公園のあおいの池で昭和50年から行われており、例年6月から10月にかけて青紫色の可憐な花を咲かせ訪れる人々を楽しませておりましたが、残念ながら昨年は株があまり増えず開花も少数しか確認できなかったところです。 投込み量は例年と同様であり、原因については、はっきりとしたことはわかりませんが、池の中に別の水草が大量発生したことなども要因の一つではと考えております。 このことから、今年度は投込み前にあおいの池の水草を除去し、少しでもホテイアオイの発育が良くなるよう対策を実施したところです。 この夏は、あおいの池がホテイアオイで満開に彩られるよう引き続き注視してまいります。

No.	意見・要望等	所管課	回 答
17	【消滅可能性都市について】 新聞発表で消滅可能性都市に行田市とあった。現在対策として考えていることがあれば伺いたい。	企画政策課	先の4月下旬に、民間の有識者らでつくる「人口戦略会議」が、「消滅可能性自治体」について発表しました。これは、国立社会保障・人口問題研究所が昨年12月に公表した地域別の将来人口推計において、子どもを産む中心的な年齢層である20歳から39歳の女性人口が、2050年にかけて半数以下に減少する744市町村を定義付けたもので、残念ながら行田市（▼50.9%）もここに含まれております。 行田市の最も重要な課題は、人口減少、中でも子どもや若い世代の人口減少による活力の低下であり、この課題に対応するためには、若年層の市外流出を抑制しつつ、本市への転入を促し、社会動態を改善しなくてはなりません。そのためには、「子育て支援や教育の充実」、「雇用を生み出す企業誘致や開発の促進」、「交通インフラの整備」などの施策を同時にかつ強力に進め、「新しい行田の好循環」を作り出す必要があります。 具体的な取組みとして、今年度既に、3歳未満の保育料無償化をはじめ、若者をターゲットとした奨学金返還支援などの移住促進策や、義務教育学校再編に向けた取組み、A Iを活用した新たなデマンド交通の導入、企業誘致に取り組むための専門部署の設置や、企業誘致候補地における埋蔵文化財の先行試掘調査の実施などに着手しております。 これから、子育て支援の強化に加え、教育の充実を図るため、義務教育学校の再編において、子どもたちが時代の要請に応える生き抜く力を身に付けることができるよう、行田ならではの特色あるカリキュラムを導入するなど、質の高い教育を確立してまいります。また、企業誘致など、雇用を生み出すための開発などに必要な都市計画マスタープランの変更や、国道17号バイパス高速道路化について、引き続き、国に要望してまいります。 本市の令和5年度の社会動態は、わずかではありますが、社会増となりました。また、今年度4月・5月においても単月で転入超過となっております。こうした傾向をより確実なものとするため、市民の皆様と危機感を共有し、みなさんと一緒に「新しい行田」へと歩みを進めることが、消滅可能性自治体からの脱却につながるものと考えております。